

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第89回> 電子帳簿保存法対応

～主として税務調査を意識して

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)



[前回(第88回)はNo3784(令和6年1月8日号)に掲載いたしました。]

令和6年1月より改正電子帳簿保存法が施行され、電子取引保存義務が始まっている。令和5年度改正前の規定の厳しさにより、実務でも混乱が見られた部分であり、改めて本格的な税務調査対応を視野に検討してみたい。

1 はじめに

濱田) 令和6年1月より、改正電子帳簿保存法が

い
し
ス

sample

sample

sample

分からな
は内藤さ
ことから

という気がしてなりません。

白井) 同感です。そして、関与先などの関心
は高い

電子取引
が多い

sample

sample

sample

調
対

「紙で...」
が流れていたことも影響が大きいのではないで
しょうか。最近では、日刊紙でも同様の記事が
出て目を疑いましたが。

内藤) そのあたりは、国税庁等のパンフレッ

岡野) 内藤さんはX(旧 Twitter)をやって
いるから、余計にそのあたりを感じられるので
し、私も、私自身も研修会講師などで各地を

起きている気がしますね。

村木) ということで、令和6年1月1日施行

ポイント 「紙で保存したら違法」は間違
い。

sample

sample

sample

備範囲

り守備範囲に

トでの書込みも、それ間違っているよね、とい
うのが相当数あると感じます。

について確認しておきましょう。ここではマイク
ロフィルム保存の話は抜いてということで良い